

令和5年8月28日

下川町職員の懲戒処分の公表について

下川町では、次のとおり職員の懲戒処分を行ったので公表します。

記

1 事案の概要

当該職員は、酒気を帯び、呼気1リットルにつき、0.15ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で、令和5年3月12日午前8時2分頃、北海道名寄市大通南5丁目12番地付近道路において、普通乗用自動車を運転したことから、酒気帯び運転の道路交通法違反により、7月20日付けで、名寄簡易裁判所から罰金30万円の略式命令を受け、8月10日付けで、違反行為による13点の処分と90日間の運転免許停止の行政処分を受けた。

このような行為は、重大な信用失墜行為であるとともに、全体の奉仕者としてふさわしくない非行であると判断し、懲戒処分を行った。

2 処分年月日

令和5年8月21日（月）

3 被処分者及び処分内容

主事補 20歳代 停職6月（処分同日付けで依願退職）